株 主 各 位

東京都港区芝五丁目25番11号

株式会社 テノックス

代表取締役社長 菱 山 保

第46回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第46回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成28年6月28日(火曜日)午後5時30分までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬具

記

- **1**. **日 時** 平成28年6月29日(水曜日)午前10時
- 2. 場 所 東京都港区元赤坂二丁目2番23号

明治記念館 1階 「相生の間」

(末尾記載の会場ご案内図をご参照のうえ、) ご来場ください。

- 3. 目的事項 報告事項
- 1. 第46期 (平成27年4月1日から平成28年3月31日まで) 事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
- 2. 第46期 (平成27年4月1日から平成28年3月31日まで) 計算書類報告の件

決議事項

第1号議案 剰余金の処分の件

第2号議案 定款一部変更の件

第3号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。) 5名選任の件

第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

第5号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬等の額決定の件

第6号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件

第7号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。) に対する株式報 酬型ストックオプションの報酬額および具体的内容決定の件

以上

(お願い)

- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいま すようお願い申し上げます。 ◎ 次の事項につきましては、法令および当社定款第16条の規定に基づき、インターネット上
- の当社ウェブサイト (http://www.tenox.co.jp) に掲載しておりますので、本招集ご通知の 添付書類には記載しておりません。
 - ① 連結計算書類の連結注記表 ② 計算書類の個別注記表

なお、連結注記表および個別注記表は、監査役および会計監査人が監査報告を作成するに 際して、監査をした対象の一部であります。

◎ 株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、 インターネット上の当社ウェブサイト (http://www.tenox.co.jp) に掲載させていただきま す。

(添付書類)

事 業 報 告

(平成27年4月1日から) 平成28年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

- (1) 当連結会計年度の事業の状況
 - ① 事業の経過および成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、企業収益や雇用・所得環境が改善傾向にあるなど緩やかな回復基調で推移いたしました。一方で、中国をはじめとする新興国経済の減速や資源価格の下落の影響に加え、円高・株安が進むなど先行きに不透明感が漂う状況となりました。

建設業界におきましては、民間設備投資は高水準の企業収益を背景に堅調に推移してまいりました。しかしながら、公共投資は緩やかながら減少傾向にあり、また技能労働者不足を基因とする労務費等の建設コストが上昇するなど、先行きに不安が残る状況下にありました。

このような状況のもと、当社グループにおきましては、施工管理体制の 強化を推し進め「品質と安全」に注力するとともに「収益力」の強化に努 めてまいりました。売上高につきましては、連結子会社の一部を持分法適 用会社に変更したことにより前連結会計年度を下回りましたが、道路関連 工事や震災復興関連工事などが寄与しました。また、利益につきましては、 受注環境が回復したことや施工面あるいは原価面での管理を徹底したこと で前連結会計年度を上回ることができました。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は198億30百万円(前連結会計年度 比11.6%減)、営業利益は19億62百万円(前連結会計年度比27.3%増)、 経常利益は19億5百万円(前連結会計年度比18.3%増)、親会社株主に帰 属する当期純利益は12億57百万円(前連結会計年度比45.9%増)となりま した。

なお、当連結会計年度より、当社の連結子会社であった株式会社テノックス九州を持分法適用会社に変更しており、同社の子会社であるTENOX KYUSYU VIETNAM CO., LTD. につきましても、併せて連結子会社から除外しております。上述の売上高、営業利益及び経常利益は、連結の範囲の変更による影響を反映しております。

セグメント別の概況は次のとおりであります。

【建設事業】

当事業におきましては、売上高については、連結の範囲の変更で前連結会計年度を下回りましたが、首都圏や中部地区における道路関連工事や東北地区での震災復興関連工事に加え、大型の宿泊施設などが大幅な伸びを示しました。また、利益につきましては、受注環境が回復したことや施工及び原価管理の徹底を推し進めたことで前連結会計年度を上回りました。

この結果、売上高は192億8百万円(前連結会計年度比12.4%減)、セグメント利益は18億84百万円(前連結会計年度比30.2%増)となりました。

【土木建築コンサルティング全般等事業】

当事業におきましては、主に実験・試験業務に関する収入が増加したものの外注費等が増加したことにより、売上高は6億9百万円(前連結会計年度比23.0%増)、セグメント利益は71百万円(前連結会計年度比18.3%減)となりました。

【その他の事業】

計

当事業は、主に賃貸マンション収入であり、売上高は12百万円(前連結会計年度比0.5%増)、セグメント利益は6百万円(前連結会計年度比2.7%減)となりました。

当連結会計年度におけるセグメント別受注高・売上高・受注残高は、次のとおりであります。

	区 分)	前期受注残高	当期受注高	当期売上高	次期受注残高		
建	設	事	業	8, 818, 524	16, 192, 156	19, 208, 326	5, 802, 354		
土木ティ	建築ング ¹	コンと般等	サル事業	_	_	609, 006	_		
そ(の他の事業		_	_	12, 795	_			

受注高・売上高・受注残高 (単位:千円)

(注) 土木建築コンサルティング全般等事業及びその他の事業は受注生産を行っておりませんの で、受注高及び受注残高の記載を省略しております。

8, 818, 524

なお、当連結会計年度より、当社の連結子会社であった株式会社テノックス九州を持分法 適用会社に変更しており、同社の子会社であるTENOX KYUSYU VIETNAM CO., LTD. につきましても、併せて連結子会社から除外しております。上述の前期受注残高につきましては、連 結の範囲を変更した影響が反映されたものであります。

16, 192, 156

19, 830, 128

5, 802, 354

② 対処すべき課題

今後のわが国経済は、海外経済の減速や円高の進行等の影響により特に 輸出産業を中心に企業収益の鈍化が懸念されるとともに、個人消費につい ても回復に力強さを欠くなど先行きに不透明感が強まる状況にあります。

建設業界におきましては、企業収益が鈍化することによる民間設備投資への影響や公共投資の減少、さらには慢性化した労務費などの建設コストの上昇等先行きに不安が残ることが予想されます。

当社グループにおきましては、このような状況のもと「施工品質」に傾注するなかで施工効率のさらなる向上やコストの削減等を推し進めることで、採算性をより一層高めてまいる所存であります。

株主の皆さまにおかれましては、従来にもましてご支援、ご協力を賜りますよう心からお願い申し上げます。

③ 設備投資の状況

当連結会計年度の設備投資の総額は5億2百万円であります。主なものといたしましては建設事業で工事施工機械関係に4億86百万円の設備投資を行いました。

- ④ 資金調達の状況 該当事項はありません。
- ⑤ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況 該当事項はありません。
- ⑥ 他の会社の事業の譲受けの状況 該当事項はありません。
- ⑦ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況 該当事項はありません。
- ⑧ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の 状況 該当事項はありません。

(2) 財産および損益の状況の推移

Image: Section of the content of the	分	期別	第43期 24/4~25/3	第44期 25/4~26/3	第45期 26/4~27/3	第46期 (当連結会計年度) 27/4~28/3
受	注	高	19, 881, 339	22, 038, 035	25, 006, 522	16, 192, 156
売	上	高	19, 829, 861	21, 601, 584	22, 427, 809	19, 830, 128
経	常	利益	644, 309	1, 394, 113	1, 610, 650	1, 905, 916
親分	会社株主に 期 純	帰属する 利 益	498, 261	521, 867	861, 849	1, 257, 331
1 株	当たり当期終	吨利益(円)	74. 71	77. 24	124. 97	181. 96
総	資	産	14, 949, 837	16, 436, 543	16, 910, 227	16, 481, 724
純	資	産	7, 825, 441	8, 822, 236	9, 814, 776	10, 338, 679

(単位:千円)

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式数により算出しております。 なお、当社は当連結会計年度より「株式給付信託(J-ESOP)」を導入しております。当該株式給付信託が所有する当社株式については、連結計算書類において自己株式として計上しております。1株当たり当期純利益を算定するための普通株式の期中平均発行済株式数について、当該株式給付信託が所有する当社株式の数を控除しております。
 - 2. 従来、営業外収益の「その他」に含めて表示しておりました不動産賃貸収入は、第45 期より「売上高」に含めて表示することに変更したため、第44期の売上高については、 表示方法の変更を反映した遡及修正後の数値を記載しております。
 - 3. 「企業結合に関する会計基準」 (企業会計基準第21号 平成25年9月13日) 等の適用 により、当連結会計年度より「当期純利益」の科目名称を「親会社株主に帰属する当 期純利益」に変更しております。

(3) 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社との関係 該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

名称	資本金	持 株	主要な事業内容
	千円	%	
株式会社テノックス技研	30, 000	100	とび土工工事業
	千円	%	
株式会社複合技術研究所	20,000	55	工法開発およびコンサルティング業

(注) 当連結会計年度において株式会社テノックス九州(「建設事業」セグメント)を連結子会社から持分法適用会社に変更いたしました。これにより、同社の子会社であるTENOX KYUSYU VIETNAM CO., LTD. については、連結子会社から除外しております。

(4) 主要な事業内容 (平成28年3月31日現在)

コンクリートパイル、鋼管パイルの販売およびその杭打工事の請負、地盤 改良工事の請負、工法開発およびコンサルティング

(5) **主要な事業所**(平成28年3月31日現在)

① 当社

株式会社テノックス	本社	東京都港区
	営業所	北海道営業所(北海道札幌市) 東北営業所(宮城県仙台市) 名古屋営業所(愛知県名古屋市) 大阪営業所(大阪府大阪市) 中四国営業所(広島県広島市) 九州営業所(福岡県福岡市)
	機材センター	東京機材センター (千葉県船橋市)

② 子会社

株式会社テノックス技研	本社	千葉県船橋市
株式会社複合技術研究所	本社	東京都新宿区

(6) 従業員の状況 (平成28年3月31日現在)

① 企業集団の従業員の状況

区	分	従	業	員	数
建設事業					219名
土木建築コンサルテ	イング全般等事業				24名
その他の事業					1名
合	計				244名

(注) 従業員数が前連結会計年度末と比べて139名減少しておりますが、その主な理由は、当連結会計年度において株式会社テノックス九州(「建設事業」セグメント)を連結子会社から持分法適用会社に変更したことによるものであります。

② 当社の従業員の状況

従業員数	対前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数		
159名	1名減	44.2歳	16.3年		

(7) 主要な借入先の状況(平成28年3月31日現在) 該当事項はありません。

(8) その他企業集団の現況に関する重要な事項 該当事項はありません。

2. **会社の株式に関する事項**(平成28年3月31日現在)

(1) 発行可能株式総数 21,640,000株

(2) 発行済株式の総数 7,026,348株(自己株式667,732株を除く。)

(3) 株主数 665名

(4) 大株主

株 主	名	持	株	数	持	株	比	率
住商セメント株	式 会 社		432, 000ᡮ	朱	6. 14%			
日本トラスティ・サービス信託銀行株式	会社(信託口)		400, 600				5.70	
有 限 会 社 福 田	商事		383, 000				5. 45	
株式会社みずり	ま銀行		331, 980				4.72	
三菱商事株式	会 社		317, 020				4.51	
テノックス従業員	持 株 会		302, 040				4. 29	
明治安田生命保険相	互 会 社		253, 000				3.60	
樗澤憲	行		233, 840				3.32	
太洋基礎工業株	式 会 社		230, 000				3.27	
GOLDMAN SACHS INTERN (常任代理人 ゴールドマン・サックス			228, 966				3. 25	

- (注) 1. 持株比率は、自己株式(667,732株)を控除して計算しております。 当該自己株式には、ESOP信託所有自己株式(110,100株)は含まれておりません。
 - 2. 平成28年2月19日付(報告義務発生日平成28年2月15日)で大和証券投資信託委託株式会社から大量保有報告書の変更報告書が関東財務局長に提出されておりますが、当社として当事業年度末現在における実質保有株式数の確認ができないため、上記大株主の状況は当事業年度末現在の株主名簿に基づき記載しております。

なお、大和証券投資信託委託株式会社の大量保有報告書の変更報告書の内容は以下の とおりであります。

大量保有者 大和証券投資信託委託株式会社

保有株式数 466,000株 株式保有割合 6.06%

(5) その他株式に関する重要な事項

- ① 当社は、平成28年1月15日開催の取締役会決議に基づき、株式の流動性を高め、投資家層の拡大を図るとともに、全国証券取引所が公表した「売買単位の集約に向けた行動計画」の趣旨に鑑み、平成28年3月1日付で、単元株式数を1,000株から100株に変更しております。
- ② 当社は、平成28年2月5日開催の取締役会において、従業員に対し自社の株式を給付するインセンティブプランとして、「株式給付信託(JーESOP)」制度の導入を決議し、本制度の導入に伴い、当社が保有していた自己株式110,100株について、平成28年3月2日付で資産管理サービス信託銀行株式会社(信託E口)へ一括して処分いたしました。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の 状況(平成28年3月31日現在)

		株式会社テノ	ックス	株式会社テノ	ックス	株式会社テノックス	
		第1回新株予	·約権	第2回新株	予約権	第3回新株予約権	
発行決議	FI FI	平成25年7月	19日	平成26年7丿	月18日	平成27年7月	17日
新株予約	権の数		28個		17個		19個
新株予約	権の目的となる	普通株式 2	28,000株	普通株式	17,000株	普通株式	19,000株
株式の種類	類と数	(新株予約権1個につき	(1,000株)	(新株予約権1個につ	き1,000株)	(新株予約権1個につ	き1,000株)
如果又奶	権の払込金額	新株予約権と引持	奥えに払	新株予約権と引	換えに払	新株予約権と引	換えに払
村(木 丁/ボソ/	性の仏及金領	い込みは要しない	1	い込みは要しな	V	い込みは要しない	
新株予約権	の行使に際して	新株予約権1個当たり1,000円		新株予約権1個当たり1,000円		新株予約権1個当たり1,000円	
出資される	る財産の価額	(1株当たり	1円)	(1株当たり 1円)		(1株当たり	1円)
権利行使	Ha BB	平成25年8月8日から		平成26年8月8日から		平成27年8月7日から	
作作1111史	別间	平成55年8月7	日まで	平成56年8月7日まで		平成57年8月6日まで	
行使の条件	件	(注)		(注)		(注)	
	取締役	新株予約権の数	28個	新株予約権の数	17個	新株予約権の数	19個
	(社外取締役を除く)	目的となる株式数	28,000株	目的となる株式数	17,000株	目的となる株式数	19,000株
役員の	(江外収柿仅で休く)	保有者数	3人	保有者数	3人	保有者数	4人
保有状況		新株予約権の数	一個	新株予約権の数	一個	新株予約権の数	一個
	監査役	目的となる株式数	一株	目的となる株式数	一株	目的となる株式数	一株
		保有者数	一人	保有者数	一人	保有者数	一人

- (注) 1. 新株予約権者は、当社の取締役および執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日間(10日目が休日に当たる場合は翌営業日)に限り、新株予約権を行使することができる。
 - 2. 上記1. は、新株予約権を相続により承継した者には適用しない。
 - 3. 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合、当該新株予約権を行使することができない。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

		株式会社テノックス第3回新株予約権			
発行決議日		平成27年7月17日			
新株予約権の	の数	15個			
新株予約権	の目的となる株式の種類	普通株式	15,000株		
と数		(新株予約権1個につき	1,000株)		
华州子,如长/	カゼス 夕好	新株予約権と引換えに払	い込みは要		
お株子約権の ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	グム及金領	しない			
新株予約権の	の行使に際して	新株予約権1個当たり	1,000円		
出資される見	材産の価額	(1株当たり	1円)		
按到存储期	相	平成27年8月7日から			
権利行使期間 	ĦĴ	平成57年8月6日まで			
行使の条件		(注)			
		新株予約権の数	15個		
	当社執行役員	目的となる株式数	15,000株		
使用人等への		保有者数	7人		
交付状況	フ入力の犯具ようとで	新株予約権の数	一個		
	子会社の役員および	目的となる株式数	-株		
	使用人 	保有者数	一人		

- (注) 1. 新株予約権者は、当社の取締役および執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日間(10日目が休日に当たる場合は翌営業日)に限り、新株予約権を行使することができる。
 - 2. 上記1. は、新株予約権を相続により承継した者には適用しない。
 - 3. 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合、当該新株予約権を行使することができない。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の状況 (平成28年3月31日現在)

氏			名 会社における地位 担当および重要な兼職の状況					会社における地位 担				犬況				
菱	Щ		保	代	表耳	対 締	役	社	長							
金	丸	英	$\stackrel{-}{\rightharpoonup}$	取約	帝 役	常務	執行	亍 役	員	管	理本	部	長 兼	経	理部	長
田	中	啓	三	取	締	史 執	行	役	員	施工	管理却	さよび	ピュア	パイル	レ事業	担当
佐	藤	雅	之	取	締名	シ 執	行	役	員	地	域	営	業	部	担	当
大	森	勇	_	取		締			役	弁			護			士
神	林	昭	夫	常	勤	監	3	至	役							
藍	田	耕	毅	監		查			役	弁			護			士
竹	П	圭	輔	監		查			役	大		学		教		授

- (注) 1. 取締役大森勇一氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
 - 2. 監査役藍田耕毅氏および監査役竹口圭輔氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
 - 3. 取締役大森勇一氏、監査役藍田耕毅氏および監査役竹口圭輔氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
 - 4. 監査役竹口圭輔氏は、大学教授(財務会計)として、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。

(ご参考)

1. 取締役を兼務しない執行役員は次のとおりであります。

氏			名	会	会社における地位 担当および重要な兼職の状			
坂	П	卓	也	執	行	役	員	管理本部副本部長兼総務部長
斎	藤	光	則	執	行	役	員	営業統括本部長
齌	藤		貴	執	行	役	員	施 工 本 部 長
高	橋	勝	規	執	行	役	員	営業統括本部営業第一部長兼 営 業 第 三 部 長
堀	切		節	執	行	役	員	施工本部工事部長兼技術・開発部長
倉	島		孝	 執	行	役	員	施工本部東京機材センター長株式会社テノックス技研代表取締役社長
児	玉	勝	久	執	行	役	員	西日本営業部長兼大阪営業所長

2. 平成28年4月1日付で組織変更ならびに執行役員の地位および担当業務の変更を行いました。同日現在の執行役員(取締役兼務者を含む)は次のとおりであります。

氏			名	会社にお	おける地位	担当および重要な兼職の状況
菱	Щ		保	代表取	締 役 社 長	
金	丸	英	$\vec{\underline{}}$	取締役常	務執行役員	管 理 本 部 長
佐	藤	雅	之	取締役常	務執行役員	地 域 営 業 本 部 長兼 新 規 事 業 推 進 部 長
田田	中	啓	三	取締役	執 行 役 員	管理本部副本部長兼企画情報推進部長
坂	口	卓	也	執行	役 員	施工本部業務部長
斎	藤	光	則	執行	役 員	首 都 圏 営 業 本 部 長
齋	藤		貴	執行	役員	施 工 本 部 長
高	橋	勝	規	執行	役 員	地域営業本部西日本営業部長
堀	切		節	 執 行 	役員	技 術 本 部 長兼 品 質 管 理 部 長
倉	島		孝	 執 行 	役員	施工本部東京機材センター長株式会社テノックス技研代表取締役社長
児	玉	勝	久	 執 行 	役 員	首都圈営業本部副本部長兼 営業第二部長
又	古	直	哉	 執 行 	役員	技術本部副本部長 兼技術・開発部長

(2) 取締役および監査役の報酬等の額

当事業年度に係る取締役および監査役の報酬等の額

区分	員 数	報酬等の額
取締役	6名	66,719千円
(うち社外取締役)	(1)	(3, 060)
監査役	3	20, 460
(うち社外監査役)	(2)	(6, 600)

- (注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
 - 2. 取締役の報酬限度額は、平成21年6月26日開催の第39回定時株主総会において年額150百万円以内(ただし、使用人分給与は含まない。)と決議いただいております。 また、別枠でストックオプション報酬額として、平成25年6月27日開催の第43回定時株主総会において年額20百万円以内と決議いただいております。
 - 3. 監査役の報酬限度額は、平成6年6月29日開催の第24回定時株主総会において年額45百万円以内と決議いただいております。
 - 4. 上記の報酬等の額には、以下のものが含まれております。
 - ・当事業年度における取締役5名に対する役員賞与の未払金計上額6,684千円(うち社外取締役360千円)、監査役3名に対する役員賞与の未払金計上額1,860千円(うち社外監査役600千円)。
 - ・取締役5名に対するストックオプションによる報酬額13,685千円。
 - 5. 当社は、平成25年6月27日開催の第43回定時株主総会において、同株主総会終結の時をもって役員退職慰労金制度を廃止することに伴ない、取締役および監査役に対して、同制度廃止までの在任期間に対応する役員退職慰労金を各氏の退任時に贈呈することを決議いただいております。

なお、上記決議に基づく役員退職慰労金の打切り支給予定額69,200千円を長期未払金 として計上しております。

(3) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況(他の法人等の業務執行者である場合) および当社と当該他の法人等との関係

取締役大森勇一氏は、一般社団法人日本保釈支援協会の代表理事であります。なお、当社と一般社団法人日本保釈支援協会との間には特別な関係はありません。

② 他の法人等の社外役員等としての重要な兼任の状況および当社と当該他 の法人等との関係

該当事項はありません。

③ 当事業年度における主な活動状況

					活		動	状	況
取締役	大	森	勇	_	平成27年6月2 回すべてに出席 験に基づき発言	言され、主に	に弁護士と「	手度に開催さ しての専門的	れた取締役会11 J見地と豊富な経
監査役	藍	田	耕	毅	当事業年度に関すべてに出席でに基づき発言で	され、主に	弁護士とし、	回のうち14回 ての専門的見	l、監査役会10回 L地と豊富な経験
監査役	竹	П	圭	輔	当事業年度に のうち9回出版 見地と豊富な紀	まされ、主に	に大学教授	(財務会計)	1、監査役会10回 としての専門的

④ 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役ならびに社外監査役との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任について、当該社外取締役ならびに社外監査役が善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる旨を定款に定めております。

ただし、現在のところ、社外取締役および社外監査役とは責任限定契約を締結しておりません。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 名称 有限責任 あずさ監査法人

(2) 報酬等の額

	支	払		額	
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額		2	26, 150	千円	
当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の 財産上の利益の合計額		2	26, 150)千円	

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法 に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できません ので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しており ます。
 - 2. 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を 踏まえ、監査計画における監査時間および監査報酬の推移ならびに過年度の監査計画 と実績の状況を確認し、当事業年度の監査計画および報酬額の妥当性を検討した結果、 会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項の同意を行っております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、解任の旨およびその理由を報告いたします。

また、会計監査人の職務の遂行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、監査役会は、会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

(4) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会計監査人有限責任 あずさ監査法人との間で、有限責任 あずさ 監査法人が善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第423条第1項の損害 賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責 任の限度額は、当社が会計監査人に報酬その他の職務執行の対価として支払 い、または支払うべき財産上の利益の額の事業年度ごとの合計額のうち最も 高い額に2を乗じた額であります。

6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制 その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以 下のとおりであります。

- ① 取締役・使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
 - イ. 取締役は取締役会に対し、法令遵守の誓約書を提出する。
 - ロ. コンプライアンス規程を制定し、法令遵守が企業活動の前提であることを徹底する。
 - ハ. コンプライアンス等委員会を設置し、企業倫理の確立、法令遵守の徹底を図るための教育・啓蒙活動を行う。
 - 二. 法令違反や不正行為等の通報のために、社外を含めた複数の窓口を設置し、社員へ周知する。
 - ホ. 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体とは一 切関係を持たず、毅然として対応する。

② 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- イ. 取締役の職務執行に係る文書については、法令および社内規程に基づき適切に保存・管理を行う。
- ロ. 取締役または監査役から閲覧の要請があった場合も、速やかに閲覧可能な状態で保存・管理する。

③ 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- イ. リスクの把握、管理、対応策策定のためのリスク管理規程を定める。
- ロ. コンプライアンス等委員会は、リスク管理の状況について、3ヵ月に 1度以上、社長に報告しなければならない。

④ 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- イ.取締役会を原則として毎月1回開催するほか、臨時取締役会を随時開催し、経営方針および経営戦略の立案ならびに取締役の職務執行状況の監督を行う。
- ロ. 業務執行にあたって、職務権限規程などの社内規程に基づき、適切かつ効率的に職務を行う。

⑤ 当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するため の体制

- イ. 子会社の取締役・使用人は、営業成績、財務状況およびその他重要な情報を定期的に当社取締役会に報告を行う。
- ロ. 当社および子会社は、リスク管理規程の共有により、リスクの把握および適切な対策を講じる。また当社の内部監査部門がリスク管理状況の 監査、有効性の評価を行い当社の代表取締役に報告する。
- ハ. 当社は、子会社の取締役等から事業内容の定期的な報告を受けるとと もに、重要な案件について事前協議を行う。
- 二. 当社は、子会社の取締役または監査役を、当社の役員または使用人から選任して派遣し、子会社の取締役会の職務執行において、ガバナンスの確保とコンプライアンスに関わる課題の対処を行う。

⑥ 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合に おける当該使用人およびその独立性に関する事項

- イ. 監査役は、必要に応じてその職務を補助する従業員を置くことを代表 取締役に求めることができる。
- ロ. 前項に定める従業員の任免、考課等については、監査役会と事前協議 のうえで行ない、補助期間内における当該従業員への指示・命令は、監 査役会が行う。

(7) 当社の監査役への報告を確保するための体制

- イ. 当社および子会社の取締役および従業員は、当該会社に著しい損害を 及ぼすおそれのある事実を発見したとき、および報告を受けたときは直 ちに監査役に報告する。
- ロ. 常勤監査役は稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役または従業員にその説明を求める。

⑧ 当社の監査役に報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、内部通報規程に基づき監査役への通報・相談を行った者に対し、報告を行ったことを理由として不利な取扱いを行わない。

⑨ 当社の監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係わる方針に関する事項

当社は、監査役より職務の執行に関して生ずる費用の請求があったと きは、当該請求が職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、当 該費用又は債務を処理する。

- ⑩ その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - イ. 監査役会は、内部監査室および会計監査人と定期的に意見交換や情報 交換を通じて緊密に連携し、必要に応じて報告を求める。
 - ロ. 各監査役は、取締役会に出席し必要に応じて意見を述べるほか、社内 および子会社の業務執行状況の報告を受ける。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況

- ① コンプライアンス委員会を設置し、企業倫理の確立、法令遵守の徹底を 図るための教育・啓蒙を行っております。
- ② 内部監査室は、社内監査報告を社長及び取締役に対し7回行い、業務の 適正・リスク管理を行っております。
- ③ 取締役会を定時・臨時含め15回開催し、経営方針および経営戦略の立案 ならびに取締役の職務執行状況の監督を行っております。
- ④ 子会社の取締役・使用人は、営業成績、財務状況およびその他重要な情報を定期的に当社取締役または担当部署を通して、取締役会に報告を行っております。
- ⑤ 当社取締役または使用人から各子会社に取締役または監査役を派遣し、子会社のガバナンスの確保を行っております。
- ⑥ 内部通報制度を制定し、監査役および外部弁護士へ当社および子会社に 著しい損害を及ぼす事実を発見した場合に通報できる体制を整えておりま す。
- ⑦ 監査役会は内部監査室と6回、会計監査人と6回意見交換や情報交換を 実施しております。
- ⑧ 取締役および監査役を対象に、改正会社法やコーポレートガバナンス・ コード等について外部より講師を招き研修を実施しております。

7. 会社の支配に関する基本方針

特記すべき事項はありません。

(注) 本事業報告に記載の金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示して おります。ただし、「1株当たり当期純利益」については、小数点以下 第3位を四捨五入して表示しております。

連結貸借対照表

(平成28年3月31日現在)

科目	 金 額	 科 目	(単位:千円) 金 額
<u></u> 資 産 0	-		<u> </u>
流動資産	13, 807, 846		
		流 動 負 債 支払手形・工事未払金等	5, 552, 388
現金預金	6, 580, 709		4, 405, 818
受取手形・完成工事未収入金等	4, 506, 919	未 払 法 人 税 等 未 成 工 事 受 入 金	521, 682 55, 806
電子記録債権	1, 196, 852		ŕ
未成工事支出金等	510, 920		84, 716
繰延税金資産	76, 275	完成工事補償引当金工事損失引当金	1,000
			10, 100
未収入金	757, 196	その他	473, 265
その他	182, 671	固定負債	590, 656
貸倒引当金	△3, 697	退職給付に係る負債	474, 502
固定資産	2, 673, 878	役員退職慰労引当金	12, 000
有 形 固 定 資 産	1, 990, 462	そ の 他	104, 154
建物及び構築物	162, 126	負債合計	6, 143, 045
		<u> </u>	の 部
機械装置及び運搬具	1, 006, 414	株 主 資 本	10, 061, 250
工具、器具及び備品	103, 071	資本金	1, 710, 900
土 地	694, 227	資本剰余金	2, 382, 063
そ の 他	24, 622	利益剰余金	6, 277, 258
無形固定資産	63, 605	自己株式	△308, 971
		その他の包括利益累計額	20, 868
投資その他の資産	619, 810	その他有価証券 評 価 差 額 金	13, 177
投資有価証券	508, 197	為替換算調整勘定	7, 691
繰 延 税 金 資 産	38, 497	新株予約権	53, 967
そ の 他	93, 512	非支配株主持分	202, 592
貸倒引当金	△20, 397		10, 338, 679
資 産 合 計	16, 481, 724	負債純資産合計	16, 481, 724

⁽注) 記載金額は、千円未満の端数を切り捨てております。

連結損益計算書

(平成27年4月1日から) 平成28年3月31日まで)

	科		目		金	額
売		上	高			19, 830, 128
売	上	原	価			16, 296, 555
	売 」	L 総	利	益		3, 533, 573
販	売費及び	ドー般管	理 費			1, 570, 990
	営	業	利	益		1, 962, 582
営	業	外 収	益			
	受 取 利	间 息 及	び配当	金	7, 965	
	そ	\mathcal{O}		他	29, 451	37, 417
営	業	外 費	用			
	支	払	利	息	43	
	持分法	による	投 資 損	失	93, 438	
	そ	\mathcal{O}		他	602	94, 083
	経	常	利	益		1, 905, 916
特	別	利	益			
	固 定	資 産	売 却	益	8,020	8, 020
特	別	損	失			
	固定	資 産	処 分	損	1,043	
	そ	\mathcal{O}		他	12,000	13, 043
1 1	说 金 等 詞	調整前	当期 純利	益		1, 900, 892
À	去 人 税 、	住民税	及び事業	税		670, 635
À	去 人	税等	調整	額		△21, 163
1	当 期	純	利	益		1, 251, 420
3	非支配株 主	こに帰属す	る当期純和	刊益		△5, 910
¥	親会社株主	Eに帰属す	る当期純和	引益		1, 257, 331

⁽注) 記載金額は、千円未満の端数を切り捨てております。

連結株主資本等変動計算書

(平成27年4月1日から) 平成28年3月31日まで)

		株	主資	本	
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成27年4月1日 期首残高	1, 710, 900	2, 346, 319	5, 163, 024	△279, 972	8, 940, 270
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△151, 911		△151, 911
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益			1, 257, 331		1, 257, 331
連結範囲の変動			8, 814		8, 814
連結子会社の減少による 非支配株主持分の増減					
自己株式の取得				△74, 884	△74, 884
自己株式の処分		36, 002		38, 535	74, 537
新株予約権の行使		△258		7, 350	7, 092
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	_	35, 744	1, 114, 234	△28, 999	1, 120, 979
平成28年3月31日 期末残高	1, 710, 900	2, 382, 063	6, 277, 258	△308, 971	10, 061, 250

	その他	の包括利益	累計額	due Lil	// / · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
	そ 価 差 額 金	為替與算	そ の 他 の 包 括 額合計	新 株 予 約 権	非 支 配 株主持分	純 資 産 計
平成27年4月1日 期首残高	30, 368	5, 600	35, 969	35, 983	802, 553	9, 814, 776
連結会計年度中の変動額						
剰余金の配当						△151, 911
親会社株主に帰属する当期純利益						1, 257, 331
連結範囲の変動						8, 814
連結子会社の減少による 非支配株主持分の増減					△617, 855	△617, 855
自己株式の取得						△74, 884
自己株式の処分						74, 537
新株予約権の行使						7, 092
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	△17, 191	2, 090	△15, 100	17, 984	17, 894	20, 777
連結会計年度中の変動額合計	△17, 191	2, 090	△15, 100	17, 984	△599, 960	523, 902
平成28年3月31日 期末残高	13, 177	7, 691	20, 868	53, 967	202, 592	10, 338, 679

⁽注) 記載金額は、千円未満の端数を切り捨てております。

[単体] 貸 借 対 照 表

(平成28年3月31日現在)

科目	 金 額	 科 目	(単位:千円) 金 額
			<u> </u>
	13, 221, 419 6, 292, 513	流 動 負 債 支 払 手 形	5, 436, 402
現 金 預 金 受 取 手 形	· · ·		39, 117
完成工事未収入金	1, 431, 137 2, 449, 278	工 事 未 払 金 買 掛 金	4, 161, 194 246, 258
	342, 723 1, 196, 852	未 払 金 未 払 費 用	195, 605
		未払法人税等	101, 005
	455, 931		498, 000
	51, 278		73, 000
操延税金資産 未収入金	66, 898	完成工事補償引当金工事提供引出金	1,000
	756, 142	工 事 損 失 引 当 金 そ の 他	10, 100
,	180, 663	- ,—	111, 120 527, 742
	△2, 000 2 , 348 , 227	固 定 負 債 長 期 未 払 金	527, 743
┃ 固 定 資 産 ┃ 有形固定資産	1, 920, 071		69, 200
有形回足貝座 物		退職給付引当金 そ の 他	433, 460 25, 082
	148, 884 12, 419		5, 964, 145
構 築 物 機 械 及 び 装 置	939, 024		の 部
車両運搬具	939, 024		9, 538, 357
工具、器具及び備品	100, 883	資 本 金	1, 710, 900
土地地	694, 227	資本剰余金	2, 382, 063
これ の 他	24, 622	資本準備金	2, 330, 219
無形固定資産	53, 396	その他資本剰余金	51, 844
ボル回足負性 ソフトウェア	26, 825	利益剰余金	5, 754, 365
電話加入権	428	利益準備金	149, 517
モ 品 が 化そ の 他	26, 143	その他利益剰余金	5, 604, 848
投資その他の資産	374, 759	特別償却準備金	1, 868
投資有価証券	207, 018	別途積立金	2, 800, 000
関係会社株式	84, 321	繰越利益剰余金	2, 802, 979
破産更生債権等	1, 271	自己株式	△308, 971
操延税金資産	15, 074	評価・換算差額等	13, 177
敷金及び保証金	66, 053	その他有価証券評価差額金	13, 177
- Regulation	13, 376	新 株 予 約 権	53, 967
貸倒引当金	$\triangle 12,357$	純 資 産 合 計	9, 605, 501
資 産 合 計	15, 569, 647	負債純資産合計	15, 569, 647

⁽注) 記載金額は、千円未満の端数を切り捨てております。

<u>[単体] 損 益 計 算 書</u>

(平成27年4月1日から) 平成28年3月31日まで)

科	目	金	 額
売 上	高		
完成	工 事 高	F 17, 641, 373	
商品	売 上 高	1, 566, 952	
その他の	事業売上高	f 12, 795	19, 221, 122
売 上 原	価		
完 成 工	事 原 個	14, 593, 829	
商品売	上 原 個	1, 282, 874	
その他の事	事業 売上原価	6, 232	15, 882, 935
売 上 総	利 益		
完 成 工	事 総 利 益	3, 047, 544	
商品売	上総利益	284, 078	
その他の事	業売上総利益	6, 563	3, 338, 186
販売費及び一般	管理費		1, 434, 875
営業	利 益		1, 903, 310
営業外	収 益		
+	及び配当金	8,979	
そ	の他	29, 315	38, 295
1	費用		
支 払	利		
7	の他	602	645
│ 経 常 │	利 益		1, 940, 960
特別利	益		
固定資	産 売 却 益	16, 353	16, 353
特別損	失		
固定資	産 処 分 推	1,043	1, 043
税引前当期			1, 956, 270
法人税、住民税			645, 829
1	調整額		△18, 384
当期純	益		1, 328, 826

⁽注) 記載金額は、千円未満の端数を切り捨てております。

<u>[単体]株主資本等変動計算書</u>

(平成27年4月1日から) 平成28年3月31日まで)

									- 17- ·
			株	主		資	本		
		資 本	剰	余 金	利	益	剰	余	金
	資本金	次十	その他	資本	조미) /	その	の他利益剰気	余金	利益
		資 本	そ資剰余金	資 余 金 計	利益準備金	特別償却 準 備 金	別 途積立金	繰越利益 剰 余 金	利金金計
平成27年4月1日 期首残高	1, 710, 900	2, 330, 219	16, 100	2, 346, 319	149, 517	2, 185	2, 800, 000	1, 625, 747	4, 577, 450
事業年度中の変動額									
特別償却準備金 の 取 崩						△317		317	_
剰余金の配当								△151, 911	△151, 911
当期純利益								1, 328, 826	1, 328, 826
自己株式の取得									
自己株式の処分			36, 002	36, 002					
新株予約権の行使			△258	△258					
株主資本以外の 項目の事業年度中 の変動額(純額)									
事業年度中の変動額合計	_	_	35, 744	35, 744	_	△317	_	1, 177, 231	1, 176, 914
平成28年3月31日 期末残高	1, 710, 900	2, 330, 219	51, 844	2, 382, 063	149, 517	1, 868	2, 800, 000	2, 802, 979	5, 754, 365

	株主	資 本	評価・換	算差額等		
	自己株式	株主資本計	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	新株予約権	純資産合計
平成27年4月1日 期首残高	△279, 972	8, 354, 697	30, 368	30, 368	35, 983	8, 421, 049
事業年度中の変動額						
特別償却準備金 の 取 崩		_				_
剰余金の配当		△151,911				△151, 911
当期純利益		1, 328, 826				1, 328, 826
自己株式の取得	△74, 884	△74, 884				△74, 884
自己株式の処分	38, 535	74, 537				74, 537
新株予約権の行使	7, 350	7, 092				7, 092
株主資本以外の 項目の事業年度中 の変動額(純額)			△17, 191	△17, 191	17, 984	792
事業年度中の変動額合計	△28, 999	1, 183, 659	△17, 191	△17, 191	17, 984	1, 184, 452
平成28年3月31日 期末残高	△308, 971	9, 538, 357	13, 177	13, 177	53, 967	9, 605, 501

⁽注) 記載金額は、千円未満の端数を切り捨てております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成28年5月16日

株式会社テノックス

取締役会御中

有限責任あずさ監査法人 指定有限責任社員公認会計士小尾淳一郎 業務執行社員公認会計士佐藤和充郎 業務執行社員公認会計士佐藤和充郎

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社テノックスの平成27年4月1日から平成28年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社テノックス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成28年5月16日

株式会社テノックス取締役会御中

有限責任 あずさ監査法人 指定有限責任社員公認会計士 小尾淳一郎 業務執行社員公認会計士 佐藤 和 充 印 業務執行社員公認会計士 佐藤 和 充 印

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社テノックスの平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第46期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監査報告書

当監査役会は、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第46期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

- 1. 監査役および監査役会の監査の方法およびその内容
 - (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査 の実施状況および結果について報告を受けるほか、取締役等および会 計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて 説明を求めました。
 - (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の 方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等 と意思疎通を図り、情報の収集および監査の環境の整備に努めるとと もに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役および使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社および主要な事業所において業務および財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役および監査役等と意思疎通および情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他株式会社およびその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項および第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容および当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役および使用人等からその構築および運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表)およびその附属明細書ならびに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書および連結注記表)について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ① 事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の 状況を正しく示しているものと認めます。
 - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に 違反する重大な事実は認められません。
 - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容および取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類およびその附属明細書の監査結果 会計監査人である有限責任 あずさ監査法人の監査の方法および結 果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人である有限責任 あずさ監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

平成28年5月16日

株式会社テノックス 監査役会

常勤監査役 神 林 昭 夫 印

監査役藍田耕毅印

監査役竹口 圭輔 印

(注) 監査役藍田耕毅および監査役竹口圭輔は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。

以上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

株主の皆さまへの利益還元につきましては、重要課題のひとつと位置づけ、 安定配当の継続を重視しつつ、当該期の業績や財政状態に加え、中期的な見 通しも勘案して配当を決定すべきものと考えております。

期末配当につきましては、業績の進捗を勘案いたしまして、以下のとおりといたしたいと存じます。

- ① 配当財産の種類金銭
- ② 配当財産の割当てに関する事項およびその総額 当社普通株式1株につき金15円 総額は105,395,220円 なお、中間配当金として1株につき金10円をお支払いしておりますので、 当期の年間配当金は1株につき金25円(前期比9円増配)となります。
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日 平成28年6月30日

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

当社は、取締役会の監督機能の強化およびコーポレート・ガバナンス体制の一層の充実を図るとともに、経営の更なる効率化による企業価値の向上を目的として、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行することといたしたく、監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員である取締役および監査等委員会に関する規定の新設ならびに監査役および監査役会に関する規定の削除等の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。なお、本議案にかかる定款変更は、本総会の終結の時をもって、効力を生じるものとします。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

	(上)が即分は友父回/月をかしてわりより。/		
現行定款	変 更 案		
第 1 章 総 則	第 1 章 総 則		
第1条~第3条(条文省略)	第1条〜第3条(現行どおり)		
(機 関)	(機 関)		
第4条 当会社は、株主総会および取	第4条 当会社は、株主総会および取		
締役のほか、次の機関を置く。	締役のほか、次の機関を置く。		
(1) 取締役会	(1) 取締役会		
(2) <u>監査役</u>	(2) <u>監査等委員会</u>		
(3) 監査役会	(削除)		
<u>(4)</u> 会計監査人	(3) 会計監査人		
第5条~第19条(条文省略)	第5条~第19条(現行どおり)		

現行定款

第 4 章 取締役および取締役会

(員 数)

第20条 当会社の取締役は、<u>8</u>名以内 とする。

(新設)

(選任方法)

第21条 取締役は、株主総会において 選任する。

- 2 取締役の選任決議は、議決権 を行使することができる株主 の議決権の3分の1以上を有 する株主が出席し、その議決 権の過半数をもって行う。
- 3 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(任期)

第22条 取締役の任期は、選任後1年 以内に終了する事業年度のう ち最終のものに関する定時株 主総会の終結の時までとす る。

変 更 案

第 4 章 取締役および取締役会

(員数)

- 第20条 当会社の取締役<u>(監査等委員</u> である取締役を除く。) は、 7名以内とする。
 - 2 当会社の監査等委員である取締役は、4名以内とする。

(選任方法)

- 第21条 取締役は、<u>監査等委員である</u> 取締役とそれ以外の取締役と を区別して、株主総会におい て選任する。
 - 2 (現行どおり)

3 (現行どおり)

(任期)

第22条 取締役<u>(監査等委員である取締役を除く。)</u>の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

	現行定款		変 更 案
(新設)		2	監査等委員である取締役の任
			期は、選任後2年以内に終了
			する事業年度のうち最終のも
			のに関する定時株主総会の終
			結の時までとする。
(新設)		3	任期の満了前に退任した監査
			等委員である取締役の補欠と
			して選任された監査等委員で
			ある取締役の任期は、退任し
			た監査等委員である取締役の
			任期の満了する時までとす
			<u> </u>
 (取締役会の招集および議長)		(取締役会の招集および議長)	
第23条	取締役会の招集通知は、会日	第23条	取締役会の招集通知は、会日
	の3日前までに各取締役 <u>およ</u>		の3日前までに各取締役に対
	び各監査役に対して発する。		して発する。ただし、緊急の
	ただし、緊急の必要があると		必要があるときは、この期間
	きは、この期間を短縮するこ		を短縮することができる。
	とができる。		
2	取締役および監査役全員の同	2	取締役全員の同意があるとき
	意があるときは、招集の手続		は、招集の手続を経ないで取
	を経ないで取締役会を開催す		締役会を開催することができ
	ることができる。		る。
3	取締役会は、法令に別段の定	3	(現行どおり)
	めがある場合を除き、取締役		
	社長がこれを招集し、議長と		
	なる。ただし、取締役社長に事		
	故があるときは、取締役会に		
	おいてあらかじめ定めた順序		
	に従い、他の取締役が取締役		
	会を招集し、議長となる。		

現行定款	変 更 案		
(新設)	(重要な業務執行の決定の委任)		
	第24条 取締役会は、会社法第399条の		
	<u>13第6項の規定により、その</u>		
	決議によって重要な業務執行		
	(同条第5項各号に掲げる事		
	項を除く。) の決定の全部ま		
	たは一部を取締役に委任する		
	<u>ことができる。</u>		
(取締役会の決議方法)	(取締役会の決議方法)		
第 <u>24</u> 条(条文省略) 	第 <u>25</u> 条(現行どおり) 		
(取締役会の議事録)	 (取締役会の議事録)		
第 <u>25</u> 条 取締役会における議事の経過 の要領およびその結果ならび	第 <u>26</u> 条 取締役会における議事の経過 の要領およびその結果ならび		
にその他法令に定める事項に	にその他法令に定める事項に		
ついては、これを議事録に記	にその他伝示に定める事項に ついては、これを議事録に記		
載し、出席した取締役および	載し、出席した取締役がこれ		
戦し、山州した取締役 <u>おより</u> 監査役がこれに記名押印す	製し、山州 した 取締役 が これ に記名押印する。		
<u> </u>	(年記名1年日19分。		
る 。			
 (代表取締役 <u>、</u> 役付取締役および相談役)	 (代表取締役 <u>および</u> 役付取締役)		
第 <u>26</u> 条 取締役会は、その決議によっ	第 <u>27</u> 条 取締役会は、その決議によっ		
	て、取締役(監査等委員であ		
する。	る取締役を除く。)の中か		
	ら、代表取締役1名以上を選		
	定する。		
2 取締役会は、その決議によっ	2 取締役会は、その決議によっ		
て、取締役会長、取締役社長	て、 <u>取締役(監査等委員であ</u>		
各1名、取締役副社長、専務	る取締役を除く。)の中か		
取締役、常務取締役各若干名	ら、取締役社長1名を選定す		

<u>る。</u>

を定めることができる。

現行定款	変 更 案		
3取締役会は、その決議によって相談役若干名を委嘱することができる。	(削除)		
(取締役会規程) 第 <u>27</u> 条(条文省略)	(取締役会規程) 第 <u>28</u> 条(現行どおり)		
(報酬等) 第28条 取締役の報酬、賞与その他の 職務執行の対価として当会社 から受ける財産上の利益(以 下「報酬等」という。)は、 株主総会の決議によって定め る。	(報酬等) 第29条 取締役の報酬、賞与その他の 職務執行の対価として当会社 から受ける財産上の利益(以 下「報酬等」という。)は、 監査等委員である取締役とそ れ以外の取締役とを区別し て、株主総会の決議によって 定める。		
(取締役の責任免除) 第 <u>29</u> 条(条文省略)	(取締役の責任免除) 第 <u>30</u> 条 (現行どおり)		
第 5 章 監査役および監査役会	(削除)		
(員 <u>数)</u> 第30条 当会社の監査役は、4名以内 とする。	(削除)		
(選任方法) 第31条 監査役は、株主総会において 選任する。	(削除)		

現行定款	変 更 案
2 監査役の選任決議は、議決権 を行使することができる株主 の議決権の3分の1以上を有 する株主が出席し、その議決 権の過半数をもって行なう。	
(任 期) 第32条 監査役の任期は、選任後4年 以内に終了する事業年度のう ち最終のものに関する定時株 主総会の終結の時までとす る。 2 任期の満了前に退任した監査 役の補欠として選任された監 査役の任期は、退任した監査 役の任期の満了するときまで とする。	(削除)
(常勤の監査役) 第33条 監査役会は、その決議によっ て常勤の監査役を選定する。	(削除)
(監査役会の招集)第34条監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。2監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないでは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。	(削除)

3	1 行 定 款		変	更	案
第35条 監查 段 <i>0</i>	次議方法) 近役会の決議は、法令に別 定めがある場合を除き、 近役の過半数をもって行	(削除)			
<u>の</u> 要にそ つい 載し	②議事録) ② (注)	(削除)			
<u> 令ま</u> <u>役</u> 会	程) 近役会に関する事項は、法 たは本定款のほか、監査 において定める監査役会 はによる。	(削除)			
	₹役の報酬等は、株主総会 ま議によって定める。	(削除)			
あっ 第4 き、 ない によ	任免除) 注は、監査役(監査役で た者を含む。)の会社法 23条第1項の責任につ 善意でかつ重大な過失が 、場合は、取締役会の決議 こって、法令の定める限度 いて、その責任を免除す とができる。	(削除)			

現行定款	変 更 案
2 当会社は、監査役との間で、当 該監査役の会社法第423条第 1項の責任につき、善意でか つ重大な過失がないときは、 法令が定める額を限度として 責任を負担する契約を締結す ることができる。	
(新設)	第 5 章 監査等委員会
(新設)	(監査等委員会の招集) 第31条 監査等委員会の招集通知は、 会日の3日前までに各監査等 委員に対して発する。ただ し、緊急の必要があるとき は、この期間を短縮すること ができる。 2 監査等委員全員の同意がある ときは、招集の手続きを経な いで監査等委員会を開催する ことができる。
(新設)	(監査等委員会の決議方法) 第32条 監査等委員会の決議は、議決 に加わることができる監査等 委員の過半数が出席し、出席 した監査等委員の過半数をも って行う。

現行定款	変 更 案		
(新設)	(監査等委員会の議事録)		
	第33条 監査等委員会における議事の		
	<u>経過の要領およびその結果な</u>		
	<u>らびにその他法令に定める事</u>		
	項については、これを議事録		
	に記載し、出席した監査等委		
	<u>員がこれに記名押印する。</u>		
(新設)	(監査等委員会規程)		
	第34条 監査等委員会に関する事項		
	は、法令または本定款のほ		
	か、監査等委員会において定		
	める監査等委員会規程によ		
	<u> </u>		
 第 6 章 会計監査人	第 6 章 会計監査人		
 第40条~第41条(条文省略)	 第35条~第36条(現行どおり)		
	30 <u>00</u> 316 310 (3213 C 42 3)		
(報酬等)	 (報酬等)		
第 <u>42</u> 条 会計監査人の報酬等は、代表	第 <u>37</u> 条 会計監査人の報酬等は、代表		
取締役が監査役会の同意を得	取締役が監査等委員会の同意		
て定める。	を得て定める。		
にためる。	(14) (在のの。		
 (会計監査人の責任免除)	 (会計監査人の責任免除)		
第43条(条文省略)	(云計監査人の負任兄妹) 第 <u>38</u> 条(現行どおり)		
为<u>40</u>木(木入 1㎡)	<u>切50</u> 木(枕11 C ねり)		

現行定款	変 更 案
第 7 章 計 算	第7章計算
第 <u>44</u> 条~第 <u>47</u> 条(条文省略)	第 <u>39</u> 条~第 <u>42</u> 条(現行どおり)
(新設)	附則
(新設)	(監査役の責任免除に関する経過措置) 当会社は、第46回定時株主総会終 結前の行為に関する監査役(監査役 であった者を含む。)の会社法第423 条第1項の責任につき、善意でかつ 重大な過失がない場合は、取締役会 の決議によって、法令の定める限度 において、その責任を免除すること ができる。

第3号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。) 5名選任の件

第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は監査等委員会設置会社となり、取締役全員(5名)は定款変更の効力発生時をもって任期満了により退任となります。つきましては、監査等委員会設置会社へ移行後の取締役(監査等委員である取締役を除きます。以下、本議案において同じです。)5名の選任をお願いするものであります。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものとします。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者	氏 名	略歴、当社における地位および担当	所有する当社
番号	(生年月日)	(重要な兼職の状況)	の株式の数
1	でし、やま、たもっ 菱 山 保 (昭和25年3月10日生)	昭和53年8月 当社入社 平成10年4月 第一工事部長 平成14年6月 取締役第一工事部長 平成19年6月 常務取締役施工部門 担当兼安全環境部長 平成23年10月 常務取締役執行役員 施工本部長 平成25年4月 取締役常務執行役員 施工本部長 平成26年4月 取締役関係会社管掌 平成27年6月 代表取締役社長(現任)	57, 520株
2	を 佐 藤 雅 之 (昭和29年5月4日生)	昭和53年4月 住友商事㈱入社 平成16年4月 生活資材本部セメン ト部長兼住商セメン ト㈱代表取締役社長 平成25年6月 ビル事業部参事兼㈱レ イビ代表取締役社長 平成27年4月 当社入社、執行役員地 域営業部担当 平成27年6月 取締役執行役員地域 営業部担当 平成28年4月 取締役常務執行役員 地域営業本部長兼新 規事業推進部長(現任)	3,000株

候補者	氏 名	略歴、当社における地位および担当	所有する当社
番号	(生年月日)	(重要な兼職の状況)	の株式の数
3	た なか けい ぞう 田 中 啓 三 (昭和25年10月1日生)	平成12年11月 当社入社、営業第二部 次長 平成14年4月 営業第二部長 平成19年6月 取締役建築営業部長 平成21年4月 取締役執行役員営業 統括第二部長兼営業 所統括部長 平成23年4月 取締役執行役員営業 統括本部長 平成27年4月 取締役執行役員管理 本部副本部長兼企画 情報推進部長(現任)	14,000株
4	※ 齋 藤 貴 (昭和28年11月24日生)	昭和51年4月 当社入社 平成16年4月 第二工事部長 平成21年4月 執行役員第二工事部 長兼安全環境部長 平成24年4月 執行役員施工副本部 長兼工事部長 平成26年4月 執行役員施工本部長 (現任)	55, 000株
5	※ 堀 切 だかし 堀 切 節 (昭和40年2月3日生)	平成元年4月 当社入社 平成23年4月 工務部長 平成25年4月 執行役員工務部長兼 技術・開発部長 平成26年4月 執行役員工事部長兼 技術・開発部長 平成28年4月 執行役員技術本部長 兼品質管理部長 (現任)	4,000株

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
 - 2. ※は、新任の取締役候補者であります。

第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は監査等委員会設置会社となりますので、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものとします。

監査等委員である取締役の候補者は次のとおりであります。

候補者	氏 名	略歴、当社における地位および担当	所有する当社
番号	(生年月日)	(重要な兼職の状況)	の株式の数
		昭和52年9月 当社入社	
	きと み ゆう さく 里 見 雄 冊	平成15年4月 業務部長	
1		平成19年4月 購買部長	20,100株
	(昭和32年7月27日生)	平成26年4月 安全環境部長	
		平成28年4月 社長付(現任)	
		昭和50年4月 司法修習生	
		昭和52年4月 東京地方検察庁検事任官	
	おお もり ゆう いち	昭和59年4月 弁護士登録	
2	大森勇	平成15年9月 曙綜合法律事務所代	₩
	(昭和23年12月9日生)	表弁護士(現任)	一株
		平成27年6月 当社取締役(現任)	
		(重要な兼職の状況)	
		一般社団法人日本保釈支援協会代表理事	
		平成14年1月 ㈱大和総研入社	
	tt ぐち けい すけ 竹 口 圭 輔	平成16年4月 法政大学経済学部助教授	
3		平成22年4月 法政大学経済学部教授	一株
	(昭和48年11月6日生)	(現任)	
		平成24年6月 当社監査役(現任)	

(注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

- 2. 大森勇一氏は、直接経営に関与されたことはありませんが、検事・ 弁護士としての豊富な経験と専門知識ならびに高い法令順守の精神 を有しておられます。当社はその経験・能力を高く評価しており、 経営監督機能をより強化出来ると判断し、社外取締役候補者として おります。なお、同氏は、当社の社外取締役であり、社外取締役と しての在任期間は、本総会終結の時をもって1年となります。
- 3. 竹口圭輔氏は、直接経営に関与されたことはありませんが、財務会計を専門とする大学教授としての専門的知識および経験等を有しておられます。当社はその経験・能力を高く評価しており、監査体制に活かせると判断し、社外取締役候補者としております。なお、同氏は、当社の社外監査役であり、社外監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって4年となります。
- 4. 大森勇一氏および竹口圭輔氏は、株式会社東京証券取引所の定めに 基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。なお、 両氏の再任が承認された場合には、引き続き独立役員とする予定で あります。

第5号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬等の額決定の件当社は、取締役の報酬等について、平成21年6月26日開催の第39回定時株主総会において、年額150百万円以内(ただし、使用人分給与は含まない。)と決議いただいておりますが、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は監査等委員会設置会社へ移行することから、昨今の経済情勢等諸般の事情を勘案し、改めて監査等委員会設置会社へ移行した後の取締役(監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。)の報酬等の額を年額100百万円以内とすること、および各取締役に対する具体的金額、支給の時期等の決定は、取締役会の決議によるものとすることにつきご承認をお願いするものであります。なお、この報酬等には、使用人兼務取締役の使用人分の給与は含まないものといたします。

現在の取締役は5名でありますが、第2号議案「定款一部変更の件」および第3号議案「取締役(監査等委員である取締役を除く。)5名選任の件」が原案どおり承認された場合、取締役の員数は5名となります。

本議案の内容は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力の 発生を条件として、効力を生じるものとします。

第6号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件

第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は監査等委員会設置会社へ移行することから、昨今の経済情勢等諸般の事情を勘案し、監査等委員会設置会社へ移行した後の監査等委員である取締役の報酬等の額を年額40百万円以内とすること、および各監査等委員である取締役に対する具体的金額、支給の時期等の決定は、監査等委員である取締役の協議によるものとすることにつきご承認をお願いするものであります。

第2号議案「定款一部変更の件」および第4号議案「監査等委員である取締役 3名選任の件」が原案どおり承認された場合、監査等委員である取締役の員数は 3名となります。

本議案の内容は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力の 発生を条件として、効力を生じるものとします。 第7号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。) に対する株式報酬型 ストックオプションの報酬額および具体的内容決定の件

当社は、取締役に対する株式報酬型ストックオプションの報酬額につきまして は、平成25年6月27日開催の第43回定時株主総会において、年額20百万円以内と 決議いただいておりますが、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認 された場合、当社は監査等委員会設置会社へ移行することから、昨今の経済情勢 等諸般の事情を勘案し、改めて監査等委員会設置会社へ移行した後の取締役(監 査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。)の株式報酬型スト ックオプションの報酬額を年額30百万円以内として設定いたしたいと存じます。 なお、本議案は、第5号議案「取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報 酬等の額決定の件」でご承認をお願いしております年額100百万円の報酬等の限度 額とは別枠で、ストックオプションとして新株予約権を発行することにつきご承 認をお願いするものであります。社外取締役につきましては、監査等委員である 取締役と同様にその職務の性質に鑑み、株式報酬型ストックオプションの対象と はしておりません。現在の取締役は4名(社外取締役を除く。)でありますが、 第2号議案「定款一部変更の件」および第3号議案「取締役(監査等委員である 取締役を除く。)5名選任の件」が原案どおり承認された場合、取締役の員数は 5名となります。

本議案の内容は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力の 発生を条件として、効力を生じるものとします。

なお、新株予約権の割当てに際しましては、公正価格を基準として定める払込金額の払込にかえて、本議案によるストックオプションとしての新株予約権に関する報酬に基づく報酬債権をもって相殺する方法により払込みがなされることを予定しております。

取締役に対する株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権の具体的内容は次のとおりであります。

(1) 新株予約権の目的である株式の種類および数

新株予約権の目的である株式の種類は、当社普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数(以下「付与株式数」という。)は、100株とする。ただし、本議案の決議の日(以下「決議日」という。)以降、当社が、当社普通株式の株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)または株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数=調整前付与株式数×株式分割または株式併合の比率

また、前記のほか、決議日以降、当社が合併または会社分割を行う場合その他 これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的 な範囲内で付与株式数を適切に調整することができる。なお、決議日以降、当社 が、当社普通株式の単元株式数変更(株式分割または株式併合を伴う場合を除く。 以下、単元株式数変更の記載につき同じ。)を行う場合には、当社は、当該単元 株式数変更の効力発生日以降にその発行のための取締役会の決議が行われる新株 予約権について、当該単元株式数変更の比率に応じて付与株式数を合理的に調整 することができる。

(2) 新株予約権の総数

取締役(社外取締役を除く。)に対して割り当てる新株予約権の総数1,000個を、各事業年度に係る定時株主総会の日から1年以内の日に割り当てる新株予約権の数の上限とする。ただし、当社普通株式の単元株式数変更に伴い付与株式数が調整された場合には、当社は当該調整の比率に応じて新株予約権の総数を合理的に調整することができる。

(3) 新株予約権の払込金額

新株予約権1個当たりの払込金額は、新株予約権の割当てに際してブラック・ショールズ・モデル等の公正な算定方式により算定された新株予約権の公正価格を基準として取締役会において定める額とする。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの行使価額を1円とし、これに付与株式数を乗じた額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権を割り当てる日の翌日から30年以内の範囲で、取締役会において定める。

(6) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の決議による承認を要する。

(7) 新株予約権の行使の条件

新株予約権の割当てを受けた者は、当社の取締役および執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日以降、新株予約権を行使できるものとするなど、新株予約権の行使の条件については、取締役会において定める。

以上

株主総会会場ご案内図

会場 明治記念館(1階 相生の間)東京都港区元赤坂二丁目2番23号電話 (03) 3403-1171



交 通 JR [中央線・総武線] 信濃町駅下車徒歩3分 地下鉄 [銀座線・半蔵門線・大江戸線] 青山一丁目駅下車徒歩6分 地下鉄 [大江戸線] 国立競技場駅下車徒歩6分